



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 51(1), 315-318
Issue Date	2000-06-21
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15007
Type	bulletin (other)
File Information	51(1)_p315-318.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学会記事

○一九九九年十一月五日（金）午後二時半より

「ボワソナード既判力理論の現代的意義」

報告者 岡庭 幹司

出席者 三〇名

我が国の民事訴訟法理論は、母法であるドイツ法の圧倒的な影響の下に発展してきた。しかし、「既判力」に関しては、当初は旧民法証拠編（第七六条以下）に規定されていたのであって、単純にドイツ法を継受したわけではない。そこで本報告は、我が国の既判力制度の礎を築いたボワソナードの理論を紹介し、しかもその思考枠組みが現在の民事訴訟法理論にとっても依然として有用であることを示そうとしたものである。

ボワソナードの既判力理論の骨子は次のとおりである。同一の争いが際限なく繰り返されることを防ぐためには、既判事項を真理とみなす必要がある。既判事項は、当事者・目的・原因の三つを同じくする後訴において、覆し得ない証拠として作用する。その際、証拠となるのは、前訴判決の主文のみならず、直接関連的かつ決定的な判決理由も含まれる。つまりボワソナードは判決理由中の判断にも既判力を付与すべきことを提唱したのである。

我が立法者は、この提案を大幅に修正した（証拠編第七七条参照）とはいえ、そのことは判決理由中の判断の既判力を完全に否定したことを必ずしも意味しない。一旦は「既判力ハ判決主文ノミニ存ス」とされた案を元老院における審議で「既判力ハ判決主文ニ包含スルモノニ存ス」と修正して既判力の範囲を拡張しているし、証拠編第八五条但書では「真実」に既判力が生じると規定しているからである。

他方、明治三三年民事訴訟法第二四四条の「判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限り確定力ヲ有ス」との規定は、元老院審議段階で、一旦「主文ニ掲ケタルモノ」と修正されたものの、再び「包含スルモノ」に戻されてきたようである（公文類聚第一四編・卷之九〇参照）。

こうした経緯を鑑みると、明治三三年法の立法者は既判力の範圍を主文のみならず、主文に「包含スルモノ」にも拡張したものとみることができ、そして、「包含スルモノ」という文言の意味は必ずしも明らかではないものの、ボワソナードの言う「直接関連的かつ決定的な」判決理由という意味をそこに読み込むことが十分に可能な条文となった。

なお、民法の「既判力」と民訴法の「確定力」との関係は明らかにする資料はいまだ見出せないが、前者は「*autorité de la chose jugée*」に、後者は「*force de chose jugée*」に、それぞれ由来する概念と考えることができるのではなからうか。

旧民法典はその後いわゆる法典論争に巻き込まれて結局施行されなかった。そして大正一五年の民事訴訟法改正において、民訴法の「確定力」が「既判力」に改められ、既判力概念が実定法的基礎を持った。この際にも「主文ニ包含スルモノ」との文言は維持され、現在に至っている。

現代理論の見地からボワソナード理論を見ると、争点効理論との共通性が見出されよう。判決理由中の判断に拘束力を認めるといつても、判決の結論に直結する理由に限定すれば、濫上訴のおそれはなくなる。また、ボワソナード理論は目的および原因の同一性を要求し、争点効理論は係争利益の同一性を要

求しているが、このように前訴と後訴の間に一定の関連性のある場合に限って拘束力の認めるのであれば、相対的に事実を争っている当事者にとつても不意打ちとはならない。そして、このような二重の限定を加えた上で判決理由中の判断に拘束力を認めることは、上述のように、立法によっては排除されていないと解される。なお、最高裁の判例は争点効理論を否定したと言われているが、当該事案に着目すれば、争点効理論からも、係争利益が同一でなかった事例と評価することも不可能ではないように思われる。

裁判例は実際上妥当な結論を得るために信義則を多用していることが指摘されているが、基準が不明確であるし、理論的に見ても、矛盾挙動や長い時間の経過といった要素が無い事例で何故信義則違反と言えるのか、十分には説明できない。ボワソナード理論を手がかりとして、既判力による解決を模索してゆくべきではなからうか。

○一九九九年一月一日(木)午後二時半より

「EUにおける憲法民主主義・正当性」

報告者 J・H・H・ワイラー

(ハーバード・ロースクール教授)

出席者

二七名

本報告の内容は本号に論説として掲載した。

○一九九九年一月二六日(金)午後二時半より

「毛沢東と鄧小平の国家統治戦略と法制思想の比較研究」

報告者 郭 道 暉

通 訳 鈴 木 賢

(中国法学会教授)

出席者 二六名

本報告の内容は本誌五一巻三号に「論説」として掲載予定である。

○一九九九年二月一日(金)午後二時より

「政策形成に財政投融资の制度改革が与える影響」

報告者 宮 脇 淳

出席者 三四名

国、地方自治体を問わず、財政危機への対応が喫緊の課題となっている。今回の財政危機には、これまで何度か直面した危機とは異なり、「財政資金の質的変化」が存在する。それは、

閉鎖的金融市場、財政主導型金融からオープン型金融市場、金融主導型財政への移行によってもたらされる。

財政資金の質的変化に對してもっとも大きな影響を与えるのが、二〇〇一年四月に予定される財政投融资制度の改革である。財政投融资の制度的改革は、中央省庁等改革基本法第二〇条(財務省の編成方針)第二項(財政投融资の抜本的改革)に基づき、二〇〇〇年一月に召集される通常国会に改正法案(資金運用部資金法、郵便貯金法等関係法令の改正)が提出される。なぜ、財政資金の質的変化が戦後財政制度を变革する要因となるのか。それは、財政資金の質的変化がこれまでの官僚テクノクライトと民主主義政治間の既存依存関係を変え、政策形成に变化を及ぼすからである。とくに財政投融资制度は、その資金量を背景に七〇年代以降日本の政策形成における官僚と政治の妥協関係を補完する役割を強めてきた。具体的には、官僚の長期的視野と政治の短期的視野を調整する政策展開への資金供給を可能にできた。しかし、財政資金の質が金融改革の中で市場メカニズムを多く取り込む段階を迎え、従来の官僚と政治を補完する役割から官僚と政治の緊張関係を生み出す存在に変化する。

旧財政投融资制度では郵便貯金の資金が法的な義務として資

金運用部に預託されていたのに対して、新制度ではこの郵便貯金の預託義務が廃止されている。郵便貯金は、集めた資金を自らの責任で市場に運用することになる。このため、新財政投融資制度では財政債等の債券を発行し、市場より資金を調達する形で特殊法人等へ運用する資金を調達する。こうした変化は、政策を支える財政投融資資金の性格を、受動性から能動性、固定性から変動性、長期性から中期性へと変化させ、政策形成の性格自身にも大きな影響を及ぼす。

財政投融資が二〇〇一年度の新制度スタートによって、旧財政投融資から新財政に全て入れ替わるわけではない。三五年間をかけて最終的に旧財政投融資との質的世代交代が進む予定となっている。すなわち、暫くの間、新旧制度が並存する形となり、旧財政投融資から新財政投融資へと徐々に資金の流れが移行し世代交代する仕組みとなっているのである。それは、中央省庁等改革基本法第二〇条第二項（激変緩和措置）に定められているように、既存融資への配慮や市場への影響の緩和などが大きな理由となっている。財政投融資機関への最長の融資期間は三五年間となっており、それへの配慮や新たな債券である財政債等の大量発行が市場の攪乱要因とならないように配慮するものである。四〇〇兆円を上回る財政投融資資金は、これまで

その殆どが市場から実質的に隔離される状況で入口の郵便貯金から出口の財政投融資機関へと流れていた。新財政投融資制度は、その入口段階に市場原理を直接的に介在させる制度であり、経過措置なしでは巨額の新たな資金が市場に流入し市場の需給関係を攪乱させる要因となる可能性があることへの配慮等である。具体的には、財政債の一定割合を郵便貯金へ別枠で引き受けてもらう制度を残す方法である。その別枠の額を暫時低減させていくことで、最終的実質的に三五年後に全てが新制度に移行する。

新財政投融資制度は資金の質的变化等により、官僚と政治の間の妥協的政策支援による緊張緩和的機能から緊張負荷の機能を強める方向に作用し、政策形成の質に変化をもたらすことが期待される。しかし、旧財政投融資の性格の資金の残存は、官僚と政治間の政策形成の妥協的性質を温存させ、長期的政策の短期的帰着を強める危険性が残されることになる。このことが、行財政並びに官民関係の旧体質を温存させる結果となれば、その影響は大きい。財政投融資の制度改革が国や地方自治体の政策形成に如何なる影響を与えるか制度運用の面も含め充分留意する必要がある。